

令和 7 年 3 月  
(第 20 回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和 7 年 3 月 26 日 (水曜日)

令和 7 年 3 月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和 7 年 3 月 26 日（水曜日） 午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 （1）出席委員（12 人）

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 会 長 | 1 3 番 | 橋 口 初 男   |
| 委 員 | 1 番   | 淵 脇 耕 二   |
| 〃   | 2 番   | 徳 留 徳 次   |
| 〃   | 3 番   | 田 淵 哲 朗   |
| 〃   | 5 番   | 溝 田 耕 一   |
| 〃   | 6 番   | 後 藤 望     |
| 〃   | 7 番   | 富 田 良 成   |
| 〃   | 8 番   | 吉 永 一 雪   |
| 〃   | 9 番   | 山 之 口 勝一  |
| 〃   | 1 0 番 | 川 田 原 司   |
| 〃   | 1 1 番 | 北 之 口 洋 一 |
| 〃   | 1 2 番 | 横 原 洋 伸   |

4 農業委員会事務局職員

|             |        |
|-------------|--------|
| 事務局長        | 木佐貫 公子 |
| 事務局書記       | 立切 駿矢  |
| 事務局会計年度任用職員 | 西原 真由美 |
| 佐多支所産業グループ  | 持留 明広  |

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 8 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

議案第 8 7 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断について

報告第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について

議案第 8 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和7年3月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の北之口委員と12番の横原委員の両名を指名致します。  
本日の会議書記には事務局職員の立切氏と西原氏を指名致します。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第86号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農  
用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明  
を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積等促進計画案に係る意見を求められておりますので、説明し  
ます。

(1ページ 議案第86号の議案書の読み上げ)

2ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

3ページから11ページの促進計画案については、それぞれ御目通しください。

また、その他資料に〇〇さんの集積予定地図がございますので、それぞれ御目通し  
ください。よろしくお願いします。

議長： 39番、40番と、47番から72番に山之口委員に関する議案が提出されてお  
ります。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室して  
いただきます。

(山之口委員退室)

議長： まず、議案86号のうち39番、40番と、47番から72番について質疑に入  
ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。  
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の  
皆さんにお伺いします。  
議案86号のうち39番、40番と、47番から72番の促進計画案について、異議  
なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、異議なしでございます。  
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第86号のうち39番、40番と、47番から72番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第86号のうち39番、40番と、47番から72番は促進計画案のとおり決定いたします。

(山之口委員入室)

議長： 次に議案第86号のうち1番から38番、41番から46番について質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。  
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。  
議案第86号のうち1番から38番、41番から46番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、異議なしでございます。  
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第86号のうち1番から38番、41番から46番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第86号のうち1番から38番、41番から46番は、促進計画案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第87号「農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12月の定例総会にてご審議いただきましたが、資料作成の際に漏れてしまった土地がありましたため、追加でご審議いただきたいと思います。それでは、議案書をもとに説明します。

(12ページ 議案第87号の議案書の読み上げ)

資料の13ページになります。今月の定例総会において、非農地として判断していただく農地は、合計で2筆6,599㎡となっております。

以上につきましては、農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について、本定例総会でお諮りするものです。

農林水産省通知の「農地法の運用について」の基準に従い、13ページに掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審議をお願いするところであります。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

10番： 川田原です。現況地目が一般畑となっておりますが非農地判断して大丈夫ですか。

事務局： 現況地目については課税地目を記載させていただいております。現地の状況としましては山林化している場所になります。

3番： 田淵です。対象地の集落について分かれば教えてください。

事務局： ○○自治会です。パトロールでは非農地と判断しており、事務局の集計時に漏れてしまっていた場所になります。周辺はみかん山があり対象地についても数十年耕作していないということでした。周辺と一緒に非農地通知書で、地目変更登記を行おうとした際に漏れていることに所有者が気付いたところでした。

11番： 北之口です。現況地目について課税地目ということですが、現地の現状地目を記載していただきたいです。

事務局： 今後については記載するようにしたいと思います。

議長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。

議案第87号の農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、賛成でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第87号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第87号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

議 長： 次に、報告第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております 2 件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(14 ページ 報告第 9 号の議案書のみ読み上げ)

15 ページに詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が、新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております。その他の詳細についてはそれぞれ御目通しください。よろしくお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

議 長： 次に、本日の追加議案とします、議案第 88 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日、お配りしております追加議案資料の 1 ページの議案第 88 号の議案書をご覧ください。

(1 ページ 議案第 88 号の議案書の読み上げ)

農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標の設定等の検討を行うこととなっており提案するものであります。それでは資料を説明いたします。

(説明)

議 長： これより、質疑に入ります。事務局からの令和 7 年度最適化活動の目標の設定等に関する説明について、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いします。ご意見、ご質問などありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。  
それでは採決いたします。本件については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。  
議案第 88 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 88 号は原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、あっせん申出、4月の行事予定について

事務局： 先月の総会で質問のあった溝端さんの作物については、本人に確認したところ牧草を作るということでした。よろしくお願いいたします。

事務局： 非農地証明の農振地の取扱いについての説明及び協議

12番： 農協のバレイショの出荷状況について説明

推進委員： 防鳥ネットや電気柵の補助等が農協にもありますか。

12番： 私も農協について確認出来ていませんが、経済課には補助がありますので確認されたらと思います。

議 長： よろしいですか。  
以上をもちまして、令和7年3月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員